

平成21年度経営計画

平成21年5月
宮崎県信用保証協会

宮崎県信用保証協会は、公的な保証機関として、中小企業金融の円滑化を図り、中小企業の健全な育成を図ることを役割としています。経営の透明性を高める為に、以下のとおり平成21年度経営計画を策定しましたので、公表いたします。

1 業務運営方針

世界的な景気後退の影響を受け、中小企業の経営環境は厳しい状況にあることから、当協会としては、国及び地方公共団体の中小企業支援施策に即応し、各種政策保証を積極的に取り組み、中小企業向け資金の円滑な供給が図られるよう適切に対応していくこととします。

また、中小企業者に対する経営支援・再生支援体制を充実・強化していき、社会的ニーズに応えていくこととします。

さらに、地域金融機関等の関係機関と連携を図り、保証推進に努め、利便性かつ用途の広い保証制度を推進していくこととします。

期中管理・回収部門においては、充実・強化策を講じ、経営基盤の強化に努めます。また、電算システムの共同化による事務の効率化、継続的なコンプライアンスの態勢強化、適正な個人情報保護の徹底など、中小企業者の立場に立った信頼される協会を目指してまいります。

2 重点課題と方策

- (1) 中小企業者等への直接的な広報強化
 - ・地方公共団体、商工団体が開催する中小企業向けイベントやセミナーへ参加し、協会のPR活動を行います。中小企業者、関係機関から協会に対する意見・要望等を伺います。
- (2) 審査能力の向上
 - ・多様化する保証制度に対応し、審査能力の向上を図るため、各種研修会を実施し、中小企業の将来性や技術を評価できる職員の養成を図ります。
- (3) 緊急保証制度、地方公共団体制度における特例保険利用の保証制度を推進します。
 - ・金融機関、関係団体との連携により更なる保証推進に努めます。
- (4) 予約保証制度、一括支払契約保証制度、ハイブリッド型の保証制度（新株予約権を引き受ける保証）の取り組みを行い、利用促進に努めます。
- (5) 経営支援・再生支援等の幅広い中小企業支援を行います。
 - ・経営支援室の増員を図り、経営支援・再生支援体制を強化する。宮崎県中小企業再生支援協議会との連携に注力し、国の施策に合わせて積極的に取り組みます。
- (6) 債権譲受、再生ファンドへの出資等、新たな業務への取り組み
 - ・中小企業再生の観点から、その活用を求められており、協会の再生支援機能が十分発揮できるよう新たな業務への取り組みに努めます。
- (7) 早期段階の延滞口管理、大口保証先管理の徹底
 - ・2ヶ月延滞の段階で金融機関担当者との連携により、延滞解消の方策を打ち出し、長期延滞・事故へ至るのを防止します。
- (8) 回収の促進を図る効率的な回収方策や回収強化策
 - ・法的手続の強化
 - ・サービサーの活用
 - ・コンビニエンスストアからの振込制度の積極的活用
 - ・一部弁済による保証人免除の実施
 - ・新規代位弁済口の早期着手に努めます。
- (9) コンプライアンス態勢の充実
 - ・コンプライアンス・プログラムに基づく役職員へのコンプライアンス研修実施、コンプライアンス・チェックシートの実施。
- (10) 個人情報保護の徹底・協会内情報管理の強化
 - ・個人データ取扱状況の定期的点検の実施及び相互部署間の監査実施。

- ・協会内の業務用LANの有効利用、グループウェアの導入。
- (11) 人材育成
 - ・連合会等が実施する各種研修、通信教育への積極的参加による人材の育成、経営支援・再生支援に対応できる中小企業診断士の養成に努めます。
- (12) 九州共同化システムの運用の見直し
 - ・システムの安定運用を最優先に、システム対応の迅速化やシステムメンテナンス費用の低減及び電算要員の削減等、本来のシステム共同化の目的が達成できるように取り組みを図ります。

3 事業計画

平成21年度の保証承諾等の主要業務数値は、下記のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	880億円	137.5%
保証債務残高	1,590億円	123.3%
代位弁済	44億円	146.7%
回収	14億円	93.3%

中期事業計画（平成21年度～23年度）

平成21年5月
宮崎県信用保証協会

宮崎県信用保証協会は、公的な保証機関として、中小企業金融の円滑化を図り、中小企業の健全な育成と地域経済の発展に貢献する為、平成21年度から平成23年度までの3カ年の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んでまいります。

- (1) 経営支援・再生支援体制の整備、強化
 - ・厳しい経営環境の下、中小企業の経営相談や再生支援の重要性が高まっていることから、経営支援室を中心に関係機関と連携を図りながら、積極的な対応を行うこととします。
 - ・債権譲渡及び再生ファンドへの出資の検討を行います。
- (2) 保証制度の多様化・柔軟化への対応
 - ・予約保証制度、一括支払契約保証制度、ハイブリッド型の保証制度（新株予約権を引き受ける保証）等の新しい中小企業金融に対応すべく保証利用の推進を図ります。
- (3) 政策保証の推進
 - ・国の施策に基づく特例保険を利用した保証制度の利用推進、地方公共団体の中小企業金融支援対策に基づく地方公共団体制度の積極的利用推進を行います。
 - ・担保・第三者保証人に依存しない保証の推進を行います。
- (4) 利便性の向上に向けた努力
 - ・関係団体等の開催する中小企業向けイベント、セミナーへ参加し、協会のPR活動を行う。協会への意見・要望を伺い、協会に対するニーズを掴み、利便性の向上に努めます。
- (5) 期中管理の充実・強化
 - ・延滞先の状況把握を取扱金融機関との連携強化により早急に行い、事故の抑制に努めます。また、年度の上期、下期の年2回行う大口保証先の管理を行い、経営支援を必要とする場合は、経営支援を行うことにより大口の代位弁済を回避します。
 - ・期中管理のための電算システム等を検討します。
- (6) 回収の合理化・効率化
 - ・法的手続の強化、代位弁済課と連携しての早期着手、実地督促の強化やサービスの活用、また一部弁済による保証人免除や求償権消滅保証等、制度やツールを駆使しての回収の合理化・効率化を図り、最大限の回収に努めます。

- ・コンビニエンスストアによる振込制度の積極的活用
- (7) コンプライアンスの強化と個人情報保護の徹底
- ・コンプライアンスの態勢強化と個人情報保護の徹底を進め、当協会に課せられている公共的使命と社会的責任を果たす為、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、中小企業者からの信頼確立及び協会の経営基盤の安定を図ります。
 - ・コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス研修・啓蒙活動を実施します。
- (8) 電算システムの安定稼働・充実
- ・平成 19 年度より実施している九州 6 県による共同化電算システムの更なる安定稼働に向けた取り組みを推進するとともに、協会内の情報共有態勢の強化を図られるようシステムの導入・充実を図ります。
 - ・次期システムのあり方についての研究・検討を行います。